

輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

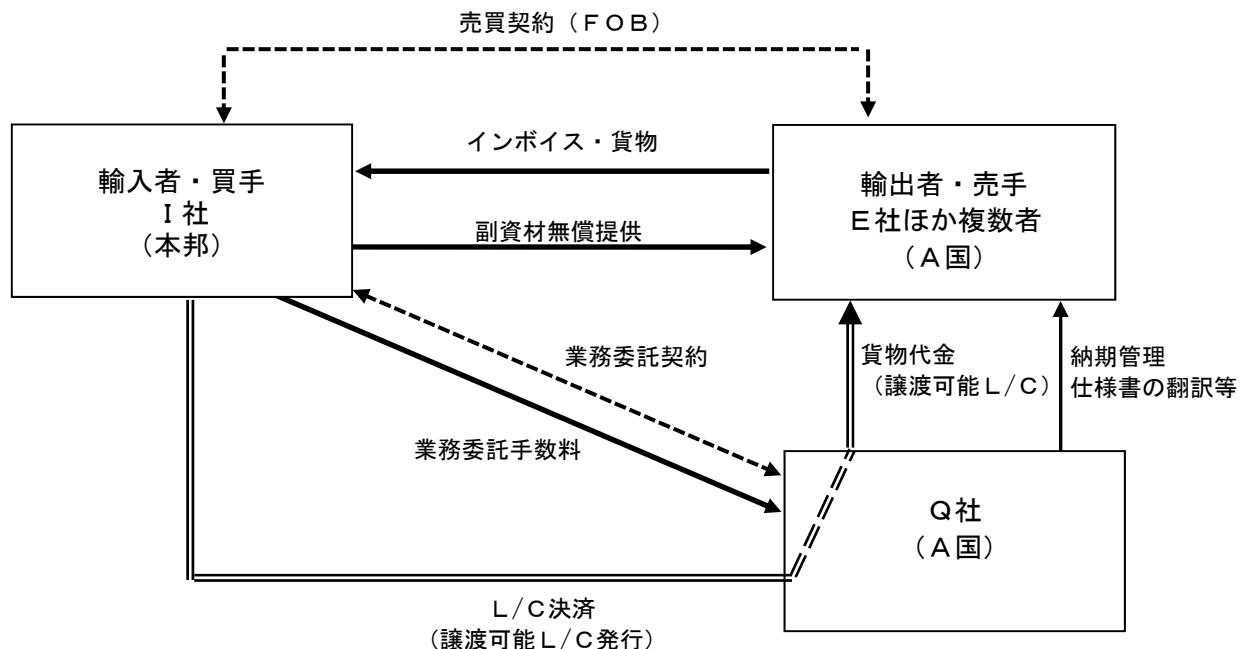
輸入者が業務委託契約に基づき支払う手数料の取扱いについて

照会		
照会内容等	① 輸入貨物の品名	男性用衣類（税表分類：第 62 類）
	② 照会の趣旨	輸入者が支払う業務委託手数料が輸入貨物の課税価格に算入されるか否かについて照会するものです。
	③ 取引の概要及び関税評価に関する照会者との見解とその理由	別紙 1 のとおり。
	④ 関係する法令条項等	関税定率法第 4 条第 1 項第 2 号イ
	⑤ 添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料

回答			
回答年月日	平成 30 年 8 月 17 日	回答者	名古屋税関業務部首席関税評価官
回答内容	<p>別紙 2 のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。</p> <p>(1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。</p> <p>(2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご留意ください。</p>		

1. 取引形態図

(別紙 1)



2. 取引の概要

(1) 本邦所在の輸入者（買手）であるI社（以下「輸入者」という。）は、A国所在の輸出者（売手）であるE社ほか複数者（以下「輸出者」という。）と船積毎に発注書を発行することにより売買契約を締結し、男性用衣類（以下「輸入貨物」という。）をFOB条件で輸入しています。なお、輸入者と輸出者の間に特殊関係はありません。

(2) 当該輸入取引を行うにあたり、輸入者は、輸入者及び輸出者と特殊関係がないA国所在のQ社との間で、「業務委託契約」を締結しています。

輸入者は、輸入貨物について、Q社にメールにて価格、数量、品質、納期等の要望を伝える形で輸出者との交渉を委託します。

Q社は、輸入者の要望に基づき、生産するアイテム、工場ラインの空き状況、単価等を考慮し、製造に適する輸出者と交渉を行います。その際、輸入者は自身の要望をQ社に対して隨時伝えており、輸出者からの回答もQ社を介してフィードバックされ、取引内容を詰めていきます。

交渉の結果、取引内容が決定した後、輸入者は、Q社を介して輸出者に輸入者サイン済みの発注書を送付します。

その後、輸出者がサインした発注書をQ社を介して受け取ることで、売買契約が締結されます。売買契約締結後、輸入者はQ社に仕様書を送付し、Q社は当該仕様書を元に、輸出者に詳細な指示事項を伝達します。

また、輸入者は、輸入貨物に使用する副資材を輸出者に無償提供していますが、輸出者に到着するまでの手配は副資材メーカーが行っており、当該無償提供にQ社は関与していません。なお、輸入者が無償提供するのはプラスチックハンガーやシール等の副資材のみであり、当該取引は加工貿易方式

による逆委託加工貿易取引ではありません。

(3) 業務委託契約書に規定のある輸入者がQ社に委託する業務は下記のとおりです。

- (ア) 輸入者の指定するA国内での生産管理全般
- (イ) 仕様書等の翻訳
- (ウ) 輸入者の担当者出張時のアテンド業務及び通訳業務
- (エ) その他、輸入者の指示する業務全般

輸入者は、上記業務内容について下記のとおり説明しています。

(ア) について

Q社は、輸入貨物の型番毎に発注から出荷までの進捗管理及び発注から製品の発送までの納期管理を行い、輸入者に対して主に電子メールにて状況報告を行います（輸入貨物の製造には従事しません）。

(イ) について

輸入者が日本語及び英語で作成した仕様書をQ社に送付し、当該仕様書を元に、Q社は輸出者にA国の公用語で詳細な指示事項を伝達します。

(ウ) について

輸入者が輸出者の視察等をする際にアテンド及び通訳業務を行います。

(エ) について

契約書に具体的な業務内容の記載が無い事項として、下記業務をQ社に委託しています。

- ① 輸入者に対して、生産するアイテムの得手不得手及び工場ラインの空き状況等から、輸入者の要望に合致した輸出者を提案します。
- ② 輸出者との価格、数量及び納期にかかる交渉を、輸入者に代わって行います。
- ③ 輸入者が開設する「Transferable L/C（譲渡可能信用状）」の第1受益者になります（輸入者は、第1受益者をQ社、第2受益者を輸出者とする「Transferable L/C（譲渡可能信用状）」を開設しており、Q社が輸出者にL/Cを譲渡することから、結果的には輸出入者間で決済を行っています）。

(4) また、輸入者は、Q社の危険負担、輸出者との関係等について、下記のとおり説明しています。

(ア) 輸出者はA国内に複数存在しますが、輸入貨物の完成後本邦向けに出荷する際、Q社は輸入貨物の取りまとめ等は行わず、個々の輸出者が売買契約による指定場所による引渡の責任及び危険を負担しており、輸入者指定の本船上において、輸出者から輸入者に危険負担が移行します。

(イ) Q社は、輸入貨物に瑕疵、欠陥、その他の品質不良が発生した際には、輸入者及び輸出者の交渉時における通訳を行いますが、自らが当該瑕疵、欠陥、その他の品質不良に対して責任を

負うことはありません。

(ウ) 売買は輸出者の計算と危険負担により行われており、Q社は輸入貨物の売買に関与していません。また、輸出者とQ社との間に輸入貨物の販売に係る業務委託関係及び代理関係等はなく、輸出者から手数料を受領している事実もありません。

(エ) 輸入者は、Q社に業務委託しなくても輸出者との輸入取引を成立させることは可能ですが、輸入取引の利便性を考慮しQ社に業務委託しています。

(5) 輸入者は、上記（3）（ア）～（エ）の業務の対価として、業務委託契約に基づき、インボイス金額のa%を業務委託手数料としてQ社に支払っています。

3. 関税評価に対する照会者の見解

輸入者と輸出者は、輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等について取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する者であることから、輸入者と輸出者との売買が輸入取引であり、輸入者が買手、輸出者が売手となります。

本取引において、Q社は、輸入者と締結した業務委託契約に基づき、輸入者の指示により輸入者の代理として当該売買に関する業務を行っている者であることから、輸入者がQ社に支払う「業務委託手数料」は、関税定率法第4条第1項第2号イに規定する「買付けに關し当該買手を代理する者に對し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの」に該当すると考えます。

【回答内容】

輸入者がQ社に支払う手数料は、関税定率法第4条第1項第2号イに規定する「仲介料その他の手数料」から除かれる「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの」に該当することから、輸入貨物の課税価格に算入されません。

【理由】

1. 関係法令等

関税定率法（以下「法」という。）第4条第1項本文において、輸入貨物の課税標準となる価格（以下「課税価格」という。）は、当該輸入貨物に係る輸入取引がされた場合において、当該輸入取引に関し買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に、その含まれていない限度において運賃等の額を加えた価格とすると規定され、同項第2号イにおいて、輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料のうち、仲介料その他の手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）は課税価格に算入するとされています。

また、同法基本通達（以下「通達」という。）4-9（1）において、仲介料その他の手数料とは、輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいい、このうち、「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として買手により支払われる手数料（買付手数料）」以外のものは、課税価格に算入するとされています。

さらに、同（3）において、買付手数料に該当するか否かの判断は、契約書等における名称のみによるものではなく、手数料を受領する者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うものとし、具体的には以下のイからハまでによるとされています。

イ 手数料を受領する者が「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」であることが、買付委託契約書等の文書により明らかであること

この場合において、「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」とは、買手の管理の下で、買手の計算と危険負担により(イ)から(ニ)までのようないくつかの業務を行う者をいう。ただし、当該手数料を受領する者が一の輸入取引に関し売手と買手の双方を代理している場合には、当該手数料は買付手数料には該当せず、課税価格に算入する手数料となる。

(イ) 契約の成立までの業務

(ロ) 商品の引渡しに関する業務

(ハ) 決済の代行に関する業務

(ニ) その他

ロ 手数料を受領する者が買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を実際に行ってい るという実態の存在が文書や記録その他の資料により確認できること

ハ 税関の要請がある場合には、売手と買手との間の売買契約書、輸入貨物の売手（製造者等）が

買手にあて作成した仕入書等を提示することが可能であること

2. 輸入取引の認定について

輸入者は、Q社を介して、輸出者との間で、輸入貨物の数量、納期、単価等を取り決めますが、当該取り決めはすべて輸入者と輸出者の責任において行われることとされています。取り決めを行った後、輸入者は、発注書を作成し、Q社に当該発注書等の翻訳及び輸出者に対する送達を依頼します。こうして発注書は、Q社を介して輸出者に送付され、当該発注書の送付を受けた輸出者がその内容を承諾することにより、輸入者と輸出者との間の売買契約が成立することとされています。

当該輸入貨物に係る危険負担については、輸出者が売買契約による指定場所による引渡の責任を負っており、引き渡した時点で輸出者から輸入者に移転することとされています。

決済について、輸入者は、第1受益者をQ社、第2受益者を輸出者とする「Transferable L/C（譲渡可能信用状）」を開設しており、Q社がこれを輸出者に譲渡することから、結果的に輸出入者間で決済を行っていることとされています。

輸入者と輸出者との間の当該取引に係る取り決め、輸入者から輸出者への発注書の送付及び仕様書内容の伝達は、Q社を介して行われますが、これは上記の輸入者とQ社との間の業務委託契約に基づき、Q社が輸入者を代行して行っているものと認められます。

Q社は、輸入貨物に瑕疵、欠陥、その他の品質不良が発生した際には、輸入者及び輸出者との交渉時における通訳を行いますが、自らが当該瑕疵、欠陥、その他の品質不良に対して責任を負うことはないと輸入者は申し述べています。

以上の事実を考慮すると、本邦に拠点を有する輸入者が貨物を本邦に到着させることを目的として、輸出者と売買を行い、実際に当該貨物を本邦に到着させていることから、輸入者と輸出者の間の売買が法第4条第1項に規定する「輸入取引」となり、輸入者が買手、輸出者が売手であると認められます。

3. 輸入者がQ社に支払う手数料について

輸入者は、当該業務委託契約に基づき、Q社が行う業務の対価として、インボイス金額のa%を手数料として輸入者からQ社に支払うことになっています。当該手数料が買付手数料に該当するか否か、当該手数料を受領するQ社が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して、通達4-9(3)イからハに沿って検討します。

(1) 通達4-9(3)イについて

業務委託契約の内容は通達4-9(3)イ(イ)から(ニ)に掲げられている、契約の成立までの業務、商品の引渡しに関する業務及び決済の代行に関する業務その他の範囲であると認められます。

輸入者は、Q社は、輸入貨物に瑕疵、欠陥、その他の品質不良が発生した際には、輸入者及び輸出者との交渉時における通訳を行うが、自らが当該瑕疵、欠陥、その他の品質不良に対して責任を負うことはないと申し述べています。

また、Q社は、輸出者の計算と危険負担により輸入貨物の売買に関与せず、また、輸出者との間に輸入貨物の販売に係る業務委託関係及び代理関係等はなく、輸出者から手数料を受領している事実もないと輸入者は申し述べています。

さらに、輸入者は、Q社に業務委託せずとも輸出者との輸入取引を成立させることは可能であるが、輸入取引の利便性を考慮しQ社に業務委託していると申し述べています。

よって、手数料を受領する者であるQ社は、「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」であると認められます。

(2) 通達4-9 (3) ロについて

上記(1)の委託業務に係る輸入者とQ社との連絡や調整は主に電子メールにより行われており、メールによれば上記(1)の業務を行っていることが確認できます。

(3) 通達4-9 (3) ハについて

輸入者は、輸入貨物の売手である輸出者と買手である輸入者との間の発注書、輸入貨物の売手である輸出者が買手である輸入者にあて作成した仕入書等を実際に提示しており、「税関の要請がある場合には売手と買手との間の売買契約書、輸入貨物の売手（製造者等）が買手にあて作成した仕入書等を提示することが可能である」と認められます。

4. 結論

以上のことから、Q社が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮すると、輸入者からQ社に支払われる当該手数料は、買付手数料に該当すると認められます。